

公益社団法人神奈川県看護協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県看護協会（以下「本協会」という。）の事業目的に賛同し、本協会の活動を支援する賛助会員制度について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 賛助会員制度は、看護の質の向上と県民の健康福祉の増進という本協会の使命を達成するため、多様な主体との連携・協働を促進し、相互の発展を図ることを基本理念とする。

(賛助会員の定義)

第3条 賛助会員とは、本協会の事業の趣旨に賛同し、その活動を支援するため、この規程に基づき本協会に入会した法人又は個人で、定款第5条に定める法人の構成員（社員）とは異なり、法人の議決権その他の社員としての権利義務を有しないものとする。

(賛助会員の分類)

第4条 賛助会員は次の3つに分類する

- (1) 法人会員：法人、団体その他これに準ずる組織
- (2) 看護師等養成機関会員：学校等
- (3) 個人会員：個人

(資格)

第5条 賛助会員になることができるものは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 本協会の事業目的に賛同し、その活動を支援する意思を有すること
- (2) 本協会の品位を損なう恐れがないこと
- (3) その他、会長が適当と認めること

(入会手続き及び会員期間)

第6条 賛助会員になろうとする個人又は団体は、次のいずれかの方法により入会手続きを行い、会長の承認を得なければならない。

- (1) 次の書類を本協会に提出するものとする。
 - ア 本協会所定の賛助会員申込書
 - イ 法人会員にあつては、定款、その他の法人の概要を示す書類
- (2) 本協会が指定するWebサイトから必要な情報を入力し、所定の手続きを完了するものとする。
- 2 前項の入会申込みについて会長の承認を得たものは、承認の通知を受けた日から起算して1か月以内に、次条に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員の会員期間は、会長の承認を得て、賛助会費の支払いが完了した月の初日から起算して1年間とする。
- 4 賛助会員が会員資格を継続しようとする場合は、会員期間満了月の末日までに、次条に定める賛助会費の支払いを完了しなければならない。この場合、会長の承認を要しない。

(賛助会費)

第7条 賛助会員の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 1口 50,000円（複数口の申込可）
- (2) 看護師等養成機関会員 1口 10,000円（複数口の申込可）
- (3) 個人会員 1口 10,000円（複数口の申込可）

- 2 賛助会員になろうとする個人又は法人等は、1口以上の賛助会費を納めなければならない。
- 3 賛助会員となったものについても、前項を適用する。
- 4 賛助会員となったものは、理由のいかんを問わず、支払済みの賛助会費の返還を請求することができない。

(賛助会費の使途)

第8条 賛助会費は専ら本協会の公益目的事業活動について生じる費用に充てる。

(賛助会員資格の喪失)

第9条 賛助会員は、次の各号の1つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 死亡もしくは失踪宣告を受け、又は法人等が解散したとき
- (2) 成年被後見人、被保佐人の審判を受けたとき、又は破産手続開始決定を受けたとき
- (3) 自己の意思で退会したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 正当な理由がなく会員期間満了月の末日までに賛助会費を支払わなかったとき

(退会)

第10条 賛助会員は所定の退会届を本協会に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合、賛助会員は、理由のいかんを問わず、納入済みの賛助会費の返還を請求することができない。

(除名)

第11条 賛助会員が次のいずれかに該当するときは、本協会は常勤役員の決議により、当該賛助会員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な事由があるとき

(賛助会員の権利等)

第12条 賛助会員は、本協会の活動に関する情報提供を受けることができるものとする。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の変更)

第14条 この規程は、常勤役員の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は2026年2月14日から施行する。
但し、2026年6月19日開催予定の本協会通常総会において定款第5条(法人の構成員)の変更が決議されるまでの間、この規程は理事会決議に基づく暫定的な制度として運用し、入会の承認は総会の決議後とする。